

職域がん検診受診体制整備奨励金

徳島県保健福祉部健康寿命推進課
がん・疾病対策担当

事業概要

県内事業者におけるがん検診を受けやすい環境の整備を促進するため、がん検診を受診するための特別休暇等の整備を行った県内事業者に対し、奨励金を支給する。

交付対象
事業者

- ① 徳島県内に本社または事業所を有していること
- ② 直近１年間以上の営業実績があること
- ③ 就業規則または社内規程を整備していること
- ④ 公序良俗に反する事業を行っていないこと
- ⑤ 暴力団その他反社会的団体及びそれらの構成員と密接な関係がないこと
- ⑥ その他、県が適切ではないと判断する者でないこと

交付要件

- ① 「徳島県がん検診受診促進事業所」に登録すること。
- ② 事業期間中において、次のいずれかの取組を、就業規則または社内規程に記載すること。
- ③ 事業期間中において、改正後の制度を利用して、従業員等が、次のいずれかのがん検診を1つ以上受診すること。

徳島県がん検診受診促進事業所

県とともに、がん検診に係る啓発活動等に取り組んでいただける企業や事業所、団体等の登録を行う登録制度

【取組事例】

- ・ 従業員や関係者へのがん検診の受診促進
- ・ がん検診を受診しやすい環境の整備
- ・ がん患者等に対する治療と仕事の両立支援 等

徳島県内の事業者のみなさま

がん検診受診促進事業所

大募集！

徳島県は、がん検診の啓発活動に取り組む事業者を「がん検診受診促進事業所」として、登録しています。

がんは、徳島県での死亡原因の第1位であり、今や二人に一人ががんになる時代です。

事業者には、「がん対策」により、従業員の健康を守ることが求められています！



取組事例（例）

- ・ 従業員や関係者へのがん検診の受診促進
- ・ がん検診を受診しやすい環境の整備
- ・ がん患者等に対する治療と仕事の両立支援 等



登録の流れ

申請書のダウンロードはこちら！

- ① 県ホームページから「登録申請書」をダウンロード。必要事項を記載の上、徳島県へ提出してください。
- ② 「徳島県がん検診受診促進事業所」として登録し、県から登録証を交付します！

登録後は、県作成の啓発資材の無償利用や、県主催のがん対策セミナーへの参加が可能です！

申請・問合せ先

徳島県保健福祉部健康寿命推進課 がん・疾病対策担当

TEL : 088-621-2999

E-mail : kenkoujumyousuishinka@pref.tokushima.lg.jp

【登録方法】

- ① 県ホームページから「登録申請書（様式Ⅰ）」をダウンロードし、必要事項を記入し、県へ提出

県ホームページ▶



- ② 徳島県で内容を審査した上で、「徳島県がん検診受診促進事業所」として登録し、県から登録証を交付

奨励金の申請と同時に、
「徳島県がん検診受診促進事業所」の
申請を行うことが可能です！

徳島県内の事業者のみなさま

がん検診受診促進事業所

大募集！

徳島県は、がん検診の啓発活動に取り組む事業者を「がん検診受診促進事業所」として、登録しています。

がんは、徳島県での死亡原因の第1位であり、今や二人に一人ががんになる時代です。

事業者には、「がん対策」により、従業員の健康を守ることが求められています！



取組事例（例）

- ・ 従業員や関係者へのがん検診の受診促進
- ・ がん検診を受診しやすい環境の整備
- ・ がん患者等に対する治療と仕事の両立支援 等



登録の流れ

- ① 県ホームページから「登録申請書」をダウンロード。必要事項を記載の上、徳島県へ提出してください。
- ② 「徳島県がん検診受診促進事業所」として登録し、県から登録証を交付します！

申請書の
ダウンロードはこちら！

登録後は、県作成の啓発資材の無償利用や、
県主催のがん対策セミナーへの参加が可能です！

申請・問合せ先

徳島県保健福祉部健康寿命推進課 がん・疾病対策担当

TEL : 088-621-2999

E-mail : kenkoujumyousuishinka@pref.tokushima.lg.jp

交付要件

- ① 「徳島県がん検診受診促進事業所」に登録すること。
- ② 事業期間中において、次のいずれかの取組を、就業規則または社内規程に記載すること。
- ③ 事業期間中において、改正後の制度を利用して、従業員等が、次のいずれかのがん検診を1つ以上受診すること。

- ② 令和7年7月2日（水）から12月26日（金）までに、
以下のいずれかの取組を、就業規則または社内規程に記載すること。

	取組事項	条件
1	がん検診を受診するための特別休暇または勤務扱いとする制度の新設	- がん検診を受診するために必要な時間の休暇等を認める制度であること。 - 当該制度を利用した従業員等に、賃金の減額等の不利益が生じないこと。
2	従業員等ががん検診を受診する際の検査費用の一部負担	一人あたり千円以上の費用を負担する制度であること。ただし、受診費用が千円未満である場合には、その全額を負担する制度であること。
3	定期健康診断の項目へのがん検診の検査項目の追加	- 検査項目を追加することに伴い発生する費用は、事業者が全額負担すること。 - 既に定期健康診断の検査項目として実施していた場合は、対象外とする。

交付要件

- ① 「徳島県がん検診受診促進事業所」に登録すること。
- ② 事業期間中において、次のいずれかの取組を、就業規則または社内規程に記載すること。
- ③ 事業期間中において、改正後の制度を利用して、従業員等が、次のいずれかのがん検診を1つ以上受診すること。

- ③ 令和7年7月2日（水）から12月26日（金）までに、
改正後の制度を利用して、従業員等が、次のいずれかのがん検診を1つ以上、受診すること。

	種類	検査項目
1	胃がん検診	胃内視鏡検査または胃部エックス線検査
2	肺がん検診	胸部エックス線検査
3	大腸がん検診	便潜血検査
4	乳がん検診	乳房エックス線検査
5	子宮頸がん検診	細胞診検査

奨励金
金額

就業規則または社内規程の整備後、制度を利用して、
がん検診をいずれか1つ以上受診した従業員等の人数に
5千円を乗じた額

上限額

1事業者あたり、**上限25万円（50名相当分）**
※ 1事業者につき、1回のみの支給とする

当事業の財源である国費の交付決定後、申請を受け付けます。
受付開始次第、県ホームページにて、御案内いたします。

申請期間

令和7年9月中旬頃（予定）から
令和7年12月26日（金）まで

予算の執行状況に応じて、追加募集を行うことがあります。

提出書類

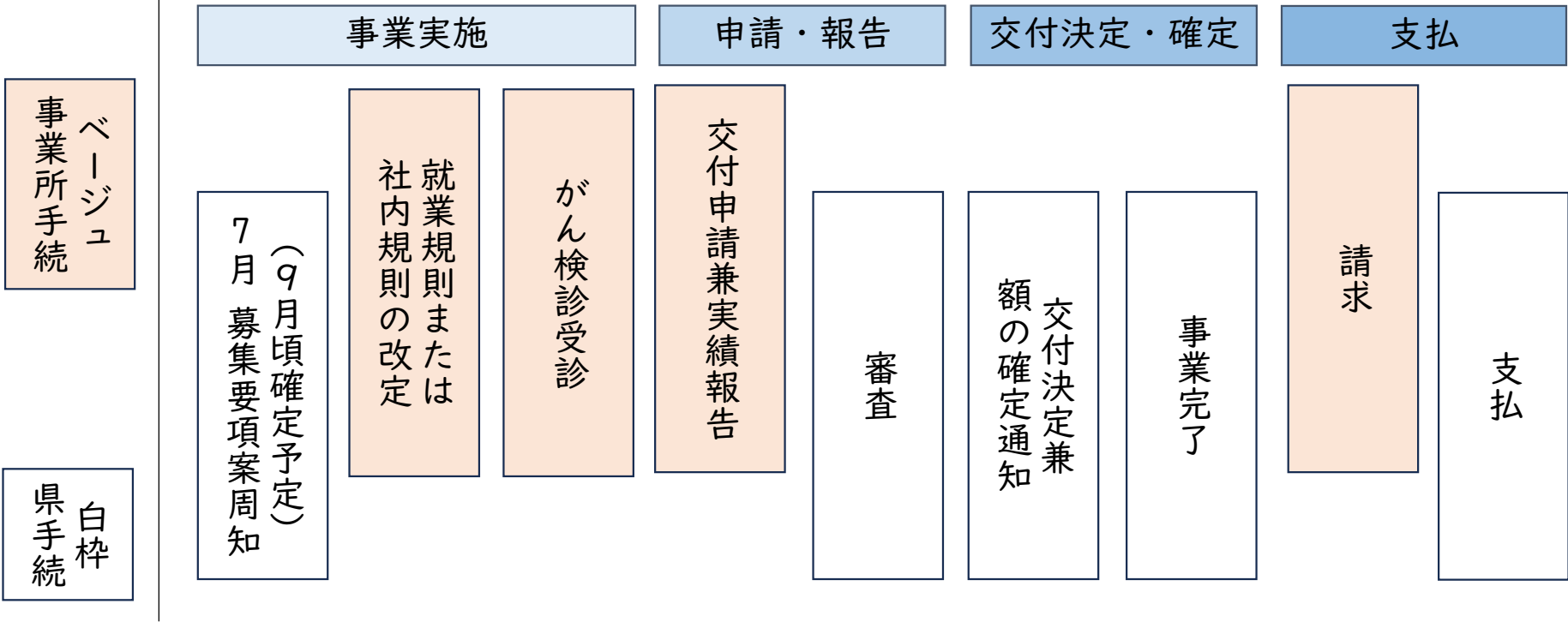
【提出期間】

令和7年9月中旬頃(予定)から
令和7年12月26日(金)まで

提出書類名	備考
交付申請書兼実績報告書(様式第1号)	申請と実績報告を兼用しています。宣誓事項のチェックリストを誓約の上、提出してください。
就業規則または社内規程の写し	新たに追加した項目、改正日がわかるよう、改正前後の写しを添付してください。
「徳島県がん検診受診促進事業所」の登録証または協定書の写し	同時に登録を行う場合は、「徳島県がん検診受診促進事業所」登録申請書を提出してください。
がん検診受診結果報告書(様式第2号)	がん検診を受診した方々のイニシャルリストを提出してください。
振込先の支店名・口座番号等のわかる書類	通帳の写し等
請求書(様式第3号)	原則、県からの交付決定後の申請書類ですが、申請どおりの交付決定ありきとして一括申請も可能とします。(ただし、交付決定額に変動がある場合は再提出が必要となります。)

本事業の
流れ

▼9月中旬頃～12/26 ▼申請から1か月程度で決定・確定



Q & A

質疑	回答
福利厚生制度として、従業員に対して人間ドックの一部補助を行う場合は対象になるか？	5つのがん検診のいずれかが含まれていれば、対象です。
従業員全員にではなく、節目年齢（40・45・50歳等）の従業員にのみ補助する場合は対象になるか？	対象外です。一定の年齢以上の方が、継続して受診できるようなものであれば、対象となります。
特別休暇制度を設ける場合の、日数や時間の条件はあるか？	特に条件はありませんが、検診に係る時間や日数に応じて休暇が取得できることが望ましいと考えます。
今年度既に受診した人へ、遡って補助を行う場合は対象になるか？	令和7年7月2日以降改正した就業規則に、利益遡及を認める場合は、遡及日もしくは令和7年4月1日のいずれか遅い日以降に受診した人も対象となります。
経営者は対象になるか？	対象となります。

問合せ先
提出先

**徳島県 保健福祉部
健康寿命推進課 がん・疾病対策担当**

電 話：088-621-2999

E-mail：kenkoujumyousuishinka@pref.tokushima.lg.jp